

日本国憲法

朕は、日本國民の總意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深く喜び、格別顧問の諮詢及び参国憲法第七十三条による参国議會の議決を経て参国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣 豊

外務大臣 吉田茂

国防大臣 房長 警務委員長

司法大臣 木村篤太郎

内務大臣 大村清一

文部大臣 田中耕太郎

農林大臣 和田博雄

國務大臣 斎藤隆夫

逓信大臣 一松定吉

商工大臣 星島二郎

厚生大臣 河合良成

國務大臣 植原悦二郎

運輸大臣 平塚幸次郎

大蔵大臣 石橋湛山

國務大臣 斎藤次郎

國務大臣 藤枝之助

(昭和二十一年十一月三日憲法)

日本國民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、國民の最高な権威によるものであつて、その権威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを受受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、恒久的平和を企願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確信する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみを専断して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と平等関係を立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

(天皇の地位と主權在民)

第1条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の總意に基く。

(皇位の世襲)

第2条 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

(内閣の助言と承認及び責任)

第3条 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言を承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

(天皇の権能と権能行使の委任)

第4条 天皇は、この憲法の定める國事に関する行為のみを行ひ、國政に関する権能を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その國事に関する行為を委任することができ。

(摂政)

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその國事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

(天皇の任命行為)

第6条 天皇は、國會の総意に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の総意に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

(天皇の國事行為)

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 國會を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を告示すること。
- 五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 勲章及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外國の大使及び公使を接見すること。
- 十 儀式を行ふこと。

(財産接受の制限)

第8条 皇室に財産を継り渡し、又は皇室が、財産を継り受け、若しくは購与することは、國會の議決に基かなければならぬ。

時を編む

Concept

國民の代表であるはずの国会議員の汚職問題、政治的無関心などによる選挙投票率の低下など政治を取り巻く環境は良くない。

企業団体献金禁止の法案の提出や次回選挙から18歳以上に選挙権が与えられたりなど制度改革は少しずつ行われているが、本質的な国会の議論体制は同じままで昔から変わらない。

閉じられた国会議事堂の中身を解体し、図書館と融合させ国会を開く。人々にとって政治の場、政治そのものが身近なものとなり、また、国会議員の意識にも変化が生じる。

ここでは、人々による有意味な議論が行われ、鎖国な政治の幕開けとなるのである。

政治とは

「人間集団における秩序の形成と解体をめぐる、人が他者に対して、はた他者と共に行う営み。権力・政策・支配・自治にかかわる現象。」

1. 主権者が、領土・人民を治めること。2. ある社会の対立や利害を調整して社会全体を統合するとともに、社会の意思決定を行い、これを実現する作用。」

政治的無関心とは

伝統型無関心・・・政治は社会的地位の高い者たちに任せておけばよいという立場から、一般大衆が政治に対する関心を抱かない状態。選挙権を有しないために参政できない状況に含まれる。

現代型無関心・・・国民が政治を他人事のように捉え、関心を抱かない状態。政治を解する予備知識や学識を持ち合わせていても、自分に関係がないとして参政しようとしない。または、分りにくい政治を理解しようとしない。

ーデイヴィッド・リスマンー

政治的無力感とは

選びたい候補者がいなく、選挙では政治は良くならないと感じること。この無力感の理由として、政治の不透明性や、公約を実行しない政治家への不信にぐわえ、とりわけ最近では「投票の世代間格差」が指摘されている。高齢者層にくらべて若年層の人口が少ないため、投票に行ったところで意見が反映されにくいという理由である。

宣言

政治の中心である国会で議論されている内容は、教育問題、安住法案、軽減税率、消費税、原発、介護福祉、子育て支援など現在の生活に直接関わり、未来を変えるものである。

しかし、普段の生活に政治がどれほど関わっているか。政治に関心を持つことが日本の将来にどんな影響を与えるのか。私たちが日常生活の中でこれらをきちんと考える機会が少ない。

情報化社会爆進に、人々(特に若者)は身近な、現代社会の特徴であるマスコミやネットによる計り知れない大衆の情報を、受動的に吸収するだけに満足して、能動的な社会的活動への参加への意欲を喪失してしまったり、また偏った情報に踊らされ、政治の仕組みを知らないままに批判だけをしている。

様々な視点から物事を冷静に判断し、自分の意見はどうか、その問題を解決するにはどのような行動をとればいいのかを真剣に考えられている。

日本が、国民が選出した代表者で構成される議会の討議のもとについて政治を運営していくことによって、国民の合意による政治という民主主義の理念を実現しようとする議会制民主主義である以上、今一度、私たちは、自分達の将来を良くするためにどうすれば良いか考えることが必要ではないか。

「国民である私は考えた。そして一若者として、一建築学生として、建築士として提案することここに宣言する。

第2章 戦争の放棄

【戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認】
第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

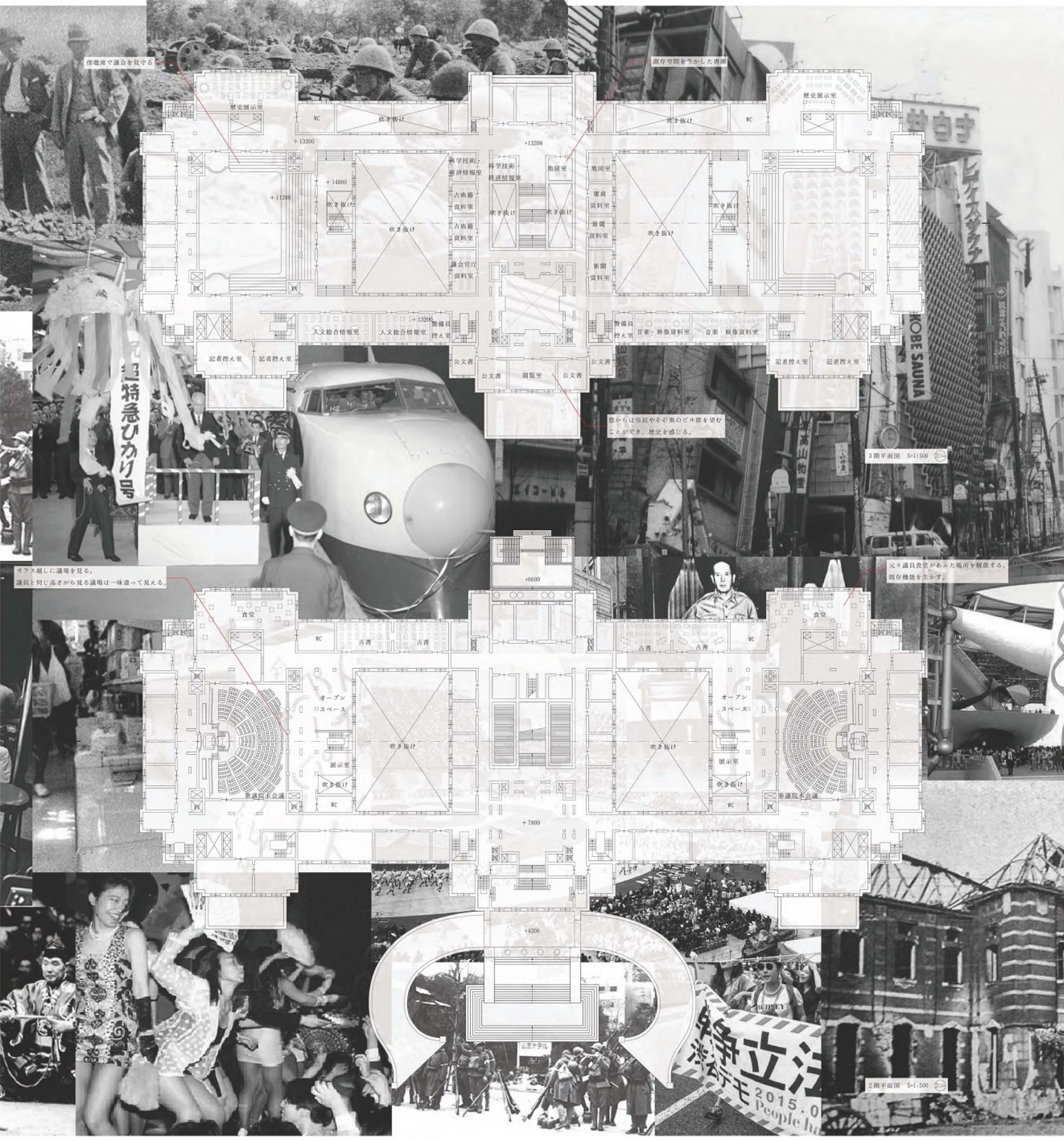
第3章 國民の權利及び義務

【國民たる要件】
第10条 日本國民たる要件は、法律でこれを定める。
【基本的人權】
第11条 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び将来の國民に与へられる。
【自由及び權利の保持義務と公共福祉性】
第12条 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
【個人の尊重と公共の福祉】
第13条 すべての國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

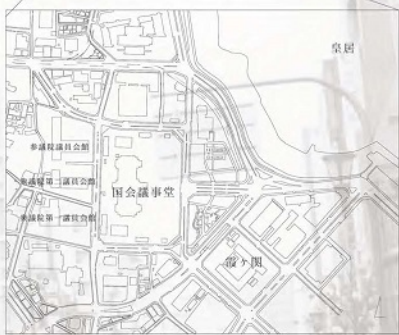
【平等原則、貴族制度の否認及び宗典の廃止】
第14条 すべての國民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。
2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
3 宗敎、戦争その他の宗敎の統制は、いかなる時權も持たない。宗敎の統制は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その勢力を有する。
【公務員の選定隠免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障】
第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。
2 すべての公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
4 すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的に私的にも責任を問はれない。
【情報権】
第16条 何人も、報道の政治、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
【公務員の不法行為による損害の賠償】
第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共団体に、その賠償を求むることができる。
【教職給與及び事後の禁止】
第18条 何人も、いかなる教職給與も受けない。又、犯罪に因る起訴の場合を除くは、その意に反する等後に従せられない。
【思想及び良心の自由】
第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

【信教の自由】
第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。
2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
3 國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
【集会、結社及び表現の自由と選挙秘密の保護】
第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
【居住、移動、職業選択、外国居住及び国籍離脱の自由】
第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移動及び職業選択の自由を有する。
2 何人も、外國に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
【学問の自由】
第23条 学問の自由は、これを保障する。
【家族関係における個人の尊厳と両性の平等】
第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産權、相続、住居の選定、離婚並びに家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

【生存権及び國民生活の社会的進歩向上に努める國の義務】
第25条 すべての國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。
2 國は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保険及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
【教育を受ける權利と受けさせる義務】
第26条 すべての國民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。
2 すべての國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
【勤労の權利と義務、勤労条件の基準及び児童労働の禁止】
第27条 すべての國民は、勤労の權利を有し、義務を負ふ。
2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
3 児童は、これを濫用してはならない。
【勤労者の団結権及び団体行動権】
第28条 勤労者の団結する權利及び団体交渉その他の団体行動をする權利は、これを保障する。



対象敷地



歴史的背景

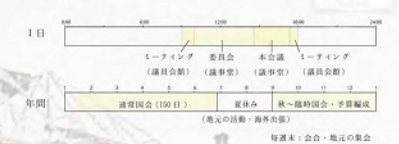
皇居への官庁集申計画
明治維新後、明治政府は天皇親政の目的のため、諸官庁を皇居周辺に配置し、諸外国に近代国家日本を内外に示すために近代的な国会議事堂、裁判所、司法省を含む諸官庁建築を整備した。この付近には時代が変わっても一貫して国政の重要な機能が集積されており、その存在自体が歴史的に特別の意義を有するものとなっている。一方で、特別がゆえに人々が近寄りたがたい雰囲気になっているのも事実である。

現状の政治の仕組み

立法である国会と市民は選挙でしか繋がっていない。
選挙は衆議院では解散がない限り4年に一度、参議院は6年に一度（3年に一度半数改選）である。
私たちは実際に選ばれた国会議員が日々実際にどんな業務をしているかなどは全く知らない。



国会議員の日常



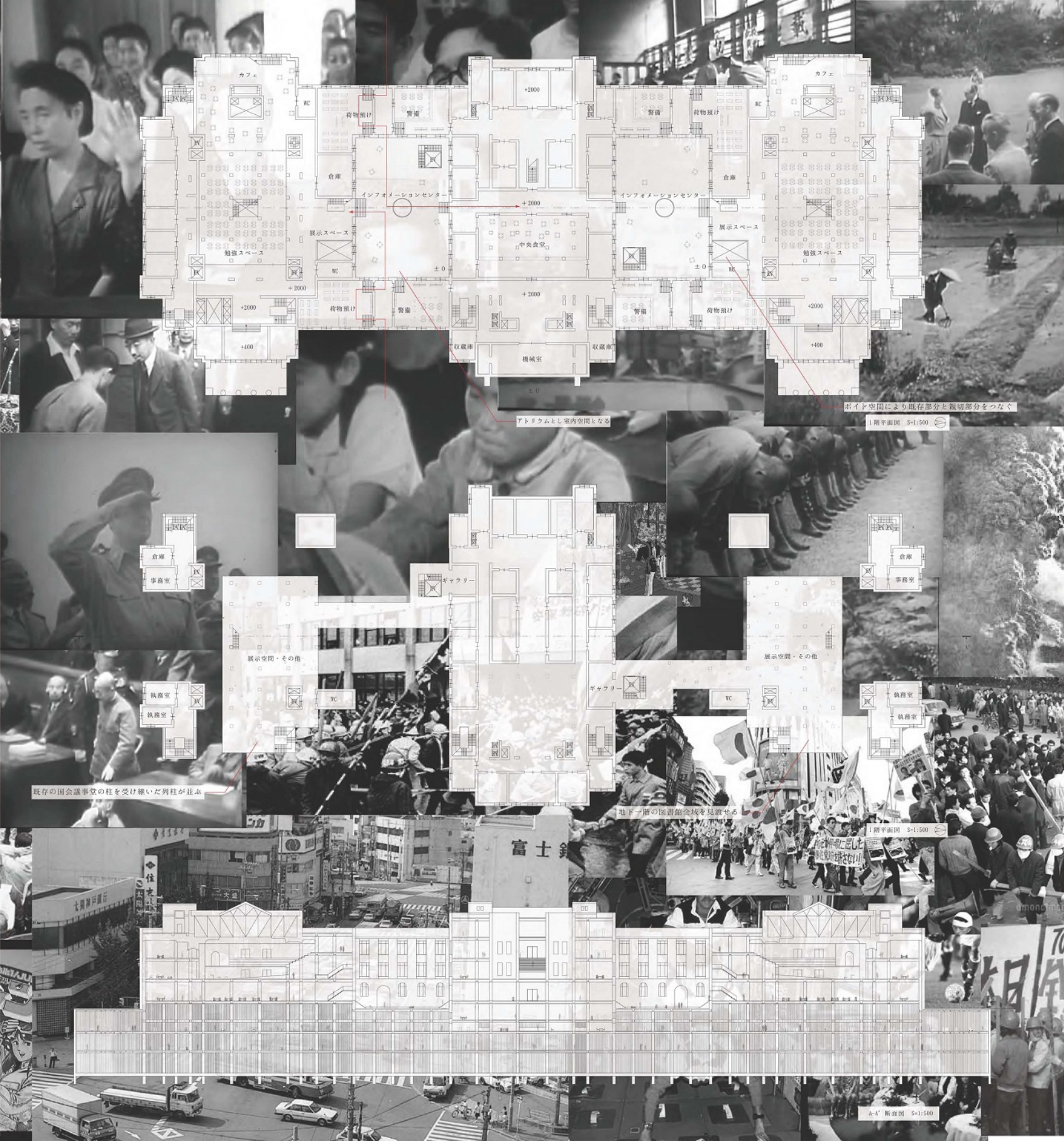
国会議員は日々の多くのことを家田町で生活しており、特徴的な生活を送っている。その閉じられた生活が、国民の代表であるはずの国会議員の意識を一般感覚から離れたものになっている。
本会議中に話取りや読書をしたり、権力を誇示するために国会の議員控え室の位置取りに奔走したり（2009年民進党中心の政権発足の際）など、限に余る行為が散見される。



本会議中の議員の居残り

【財産権】
第29条 財産権は、これを侵してはならない。
2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
【納税の義務】
第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
【生命及び自由の保障と特例の制約】
第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
【裁判を受ける権利】
第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
【逮捕の制約】
第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官署が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を示す令状によらなければ、逮捕されない。
【押留及び拘束の制約】
第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、押留又は拘束されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
【侵入、捜査及び押収の制約】
第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜査及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜査する場所及び押収する物を示す令状がなければ、侵されない。
2 捜査又は押収は、権限を有する司法官署が発する各別の令状により、これを行ふ。
【拷問及び残虐な刑罰の禁止】
第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。
【刑事被告人の権利】
第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
2 刑事被告人は、すべての疑人に対して適用する機会を充分に与へられ、又、公費で自己の爲めに強制的手続により証人を求める権利を有する。
3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
【自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界】
第38条 何人も、自己に不利な供述を強要されない。
2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く押留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
3 何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
【過失処罰、二重処罰等の禁止】
第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
【刑事補償】
第40条 何人も、押留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第4章 国会
【国会の地位】
第41条 国会は、國權の最高機関であつて、國の唯一の立法機関である。
【二院制】
第42条 国会は、衆議院及び参議院の兩議院でこれを構成する。
【両議院の組織】
第43条 兩議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
2 兩議院の議員の人数は、法律でこれを定める。
【議員及び選挙人の資格】
第44条 兩議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。
【衆議院議員の任期】
第45条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。
【参議院議員の任期】
第46条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。
【議員の選挙】
第47条 選挙区、投票の方法その他兩議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。
【両議院議員相互兼職の禁止】
第48条 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。
【議員の義務】
第49条 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。
【議員の不逮捕特権】
第50条 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。
【議員の発言表決の無答責】
第51条 兩議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。
【参事】
第52条 国会の参事は、毎年一回これを召集する。



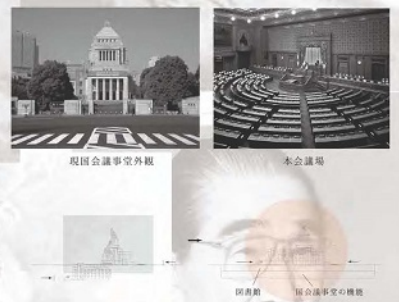
国民の政治的意識
現在国民は、閉じられてゐる政治の現場を直接見ることができない。メディアを通じてしか知ることができない。人々はメディアによる大量の情報を受動的に吸収するだけに満足したのも政治的無関心に陥つてしまつたり、また偏った情報に踊らされ、政治の仕組みを知らないままに批判だけをしており、様々な視点から物事を冷静に判断し、自分の意見はどうなのか、その問題を解決するにはどのような行動をとればいいのかを真剣に考えられていない現状がある。

閉じられた政治の場を開く。

政治の中心である国会議事堂の中身を解体し、図書館と複合させ国会を開く。

人々にとって政治の場、政治のものが身近なものとなり、また、国会議員の意識にも変化が生じる。

ここでは、人々による有意義な議論が行なわれ、新たな政治の幕開けとなるのである。



国会議事堂は現在閉じられており、傍聴席を除いて特定の人しか入ることができない。
議員が使う国会議事堂内部の本会議場以外の機能を地下2階（一部地下1階）に埋没させ、地下1階と議事堂内の一部を図書館、議事堂周辺を都市公園として解放する。

図書館
図書館は本や人々との出会いの場であると同時に、万物、そして歴史を保存する。本は人々に情報の価値観を意識させ、その情報自体に秩序を与える。人々は本を読む行為により、現代社会の急激であるネットなどによる流行りなどに惑わされることなく、自身とゆっくり対峙する。

空間構成開き方
地下部分は既存の国会議事堂内部と対比させる形で、壁を解体し、柱だけで領域を作る。柱の密度を建築の柱に置き換え、柱の密度・距離感によって様々な広さをもった領域をつくりだす。利用者は柱と柱の間に線引きを行い、自らが使うおおよそのスペースを選択する。使い方を利用者の解釈に任せることによって、空間に即興が生まれ、多様な人の行動を誘発させる。



国会議事堂へ向かう人々

〔不信任決議と解散又は総辞職〕
第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。
〔内閣総理大臣の文職又は総辞職等施行による総辞職〕
第70条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。
〔総辞職後の職務執行〕
第71条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。
〔内閣総理大臣の職務権限〕
第72条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議事を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。
〔内閣の職務権限〕
第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。
一 法律を試案に執行し、國務を総理すること。
二 外交関係を処理すること。
三 条約を締結すること。但し、事前に、時令によつて事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
四 法律の定める基準に及び、官吏に関する事務を管理すること。
五 予算を作成して国会に提出すること。
六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、時にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び特赦を決定すること。
〔法律及び政令への署名と連署〕
第74条 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。
〔國務大臣辞職の制約〕
第75条 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、辞職されない。但し、これがため、辞職の権利は、害されない。

第6章 司法
〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕
第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
3 すべて裁判官は、その良心に依り独立してその職務を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。
〔最高裁判所の規則制定権〕
第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
2 検査官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。
〔裁判官の身分の保障〕
第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によりなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。
〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕
第79条 最高裁判所は、その主たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際に審査に付し、その後も同様とする。
3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
6 最高裁判所の裁判官は、すべて定例に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。
〔下級裁判所の裁判官〕
第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることが可能。但し、法律の定める年齢に達した時に退官する。
2 下級裁判所の裁判官は、すべて定例に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。
〔最高裁判所の法令審査権〕
第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。
〔対審及び判決の公開〕
第82条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。
2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第7章 財政
〔財政処理の要件〕
第83条 國の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行はなければならない。
〔課税の要件〕
第84条 苟らに租税を課し、又は既行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

国会議員による講演会や本会議場の中継などが行われ活発な議論が生まれる

不均一な列柱により空間がシームレスにつながる。

駅から 駅入り口 警備

委員会傍聴席 使われていない時は会議室として市民にオープンになる

複写センター

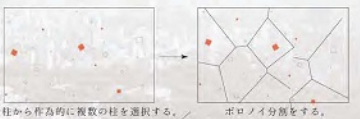
サービスカウンター

国会議員の執務状況を上から眺める

地下1階平面図 3-1:500

ポロノイ分割を応用した本棚の規定 ～柱による分類の規定～

図書館において、検索や蔵書管理のための書誌分類として、また請求記号として資料を書架に並べる際の書架分類として NDLC 法を利用する。



全柱から作為的に複数の柱を選択する。 ポロノイ分割をする。
ポロノイ境界上に本棚を置く。 母点となる柱が分類法の最小単位となる。

委員会とは
本会議で審議すべき案件の予備的審査のための国会の各議院に置かれる議員の合議体のこと。帝國議會当時は本会議中心であったが、戦後はアメリカ合衆国の議會制度に倣い、委員会による事前協議制が中心となっている。
一般に常任委員会と特別委員会の区別があり、議員の活動の中心は本会議から委員会に移ってきている。

地下1階と2階をつなぐボイド空間では、そのボイドの周りの図書内容に応じた内容の委員会が開かれる。以下が対応表である。
また、その空間は普段、国民に貸し出されたりする。

図書館の分類	
A 政治・法律・行政	W S 科学技術
B 議会資料	U 学術一般・ジャーナリズム・図書
C 法令資料	館・書誌
D 経済・産業	V 特別コレクション
E 社会・労働	W 古書・貴重書
F 教育	X 関西館配置資料
G 歴史・地理	Y 児童図書・簡易整理資料・教科書
H 哲学・宗教	・専門資料室資料・特殊資料
I 芸術・言語・文学	Z 逐次刊行物

常任委員会		
内閣委員会	ABCE	国土交通委員会 DGM SY
総務委員会	ABCM S	環境委員会 DEKM SY
法務委員会	ACE	安全保障委員会 BCGD
外務（防衛）委員会	BCGA	国家基本政策委員会 ABCE
財務金融委員会	BOK	予算委員会 BOK
文部科学委員会	FGHM SLY	決算行政監視委員会 BDEM S
厚生労働委員会	DEM SY	議院運営委員会 ABCE
農林水産委員会	DGM S	懲罰委員会 BCEFU
経済産業委員会	DEG	決算委員会 BOK

特別委員会	
災害対策特別委員会	ADEU
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	ABCG
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会	ABC
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	ACE
政府開発援助等に関する特別委員会	DEFM S
消費者問題に関する特別委員会	EKU
地方・消費者問題に関する特別委員会	DEGM S
科学技術・イノベーション推進特別委員会	CM S
東日本大震災復興特別委員会	ADEFGH
原子力問題調査特別委員会	ABDE
地方創生に関する特別委員会	ACDEMN S



【国費支出及び債務負担の要件】

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

【予算の作成】

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

【予備費】

第87条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを出発することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事前に国会の承認を得なければならない。

【皇室財産及び皇室費用】

第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

【公の財産の用途制限】

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

【会計検査】

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

【財政状況の報告】

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第8章 地方自治

【地方自治の本来の確保】

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

【地方公共団体の機関】

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

【地方公共団体の機能】

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

【一の地方公共団体のみに適用される特別法】

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第9章 改正

【憲法改正の要請、国民投票及び公布】

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第10章 最高法規

【基本的人権の由來特質】

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

【憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守】

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

【憲法尊重擁護の義務】

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第11章 補則

【施行期日と施行前の準備行為】

第100条 この憲法は、公布の日から起算して六月月を経過した日（昭二二・五・三）から、これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続き並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

【参議院成立前の国会】

第101条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

【参議院議員の任期の経過の特例】

第102条 この憲法による第一回の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

【公務員の地位に関する経過規定】

第103条 この憲法施行の際に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相当する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然に該地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。



議員の執務空間



国会議事室内にはたくさんの議員控え室や委員会室があるが、形式ばった形で閉じられており、党ごとの権力争いなども横行している。

新たに地下2階に新たに作られた空間は、壁をなくし柱だけで空間を規定している。

これらにより、執務空間はシームレスにつながり、参議院、衆議院が関係なく議論したり、党や個人単位の討論など新たな交流が生まれる。

また廊下の存在がなくなること流動的な空間の使い方ができる。

日々空間構成は変わっていく。



地上からの光が柔らかく差し込む。ガラス越しに見える圧倒的な量の閉架書庫から議員は歴史を感じ、自身を見つめ直す。

国立国会図書館の現状
国立国会図書館施設について、永田町庁舎本館の老朽化に伴う改築等の必要性が指摘されている。
また、国会周辺に国立公文書館の新設、永田町庁舎の別館の新設が検討されている。

その他問題点として以下が挙げられる。
・年間九十万点増加する書物への対応(スペース)
・デジタル時代の利用者ニーズや若年層及び障害者等の多様なニーズに応えていない。
・現に狭い利用者用スペースの拡充、電子書籍等の閲覧スペースやグループ研究室及び個室研究室の新設
・音楽・映像・漫画・芸術資料等のサービスの拡充
・国立の図書館としての文化的機能の拡充のための専用スペースの充実が必要

今回の提案はこれらも加味している。